

●香川県公告第五百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年十月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告  
平成十四年香川県公告第二百七十六号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
サニータウン  
観音寺市本大町字井手南一五七八一―一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要  
営業時間外における騒音対策について十分な対応を行うこと。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - 1 縦覧場所  
香川県商工労働部商工政策課  
観音寺市役所商工観光課
  - 2 縦覧期間  
平成十四年十月十一日（金曜日）から同年十一月十一日（月曜日）まで